

広島県選挙管理委員会告示第百四号

令和七年十一月九日執行の広島県知事選挙及びこれと同時に執行する呉市長選挙及び呉市議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定に基づき、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序及び開票を同時に行わない場合の開票の順序を次のとおり定める。

令和七年十一月二日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

投票の順序

- 一 広島県知事選挙
- 二 呉市長選挙
- 三 呉市議会議員補欠選挙

開票の順序

- 一 広島県知事選挙
- 二 呉市長選挙
- 三 呉市議会議員補欠選挙